

SB22 アジェンダ要約

2005年5月
地球環境対策部
矢尾板 泰久

1 開催概要

- 開催地 ドイツ・ボン Hotel Maritim
- 日程 5月16日(月)～5月27日(金)

会合暫定スケジュール参照先

http://unfccc.int/files/meetings/sb22/application/pdf/sb22_overview_schedule.pdf

5月16日 (月)	5月17日 (火)	5月18日 (水)	5月19日 (木)	5月20日 (金)	5月21日 (土)
政府専門家 セミナー	政府専門家 セミナー	/	SBSTA22 CDMEB Q&A	SBSTA22 SBI22	SBSTA22 SBI22 適応 Workshop
5月22日 (日)	5月23日 (月)	5月24日 (火)	5月25日 (水)	5月26日 (木)	5月27日 (金)
/	SBSTA22 SBI22 緩和 Workshop	SBSTA22 SBI22	SBSTA22 SBI22	SBSTA22 SBI22	SB22 閉会

* CDM 理事会第 19 回会合は 5 月 11 日(水)～13 日(金)開催。

2 気候変動枠組条約及び京都議定書の批准状況

- 気候変動枠組条約批准国 189ヶ国
http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/items/2352.php
- 京都議定書批准国 150ヶ国(2005年4月29日現在)
http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/application/pdf/kpstats.pdf
2005年2月16日に正式発効した京都議定書批准国は150ヶ国に達し、我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 締約国の1990年のCO2排出量は附属書 締約国全体の61.6%となっている。

* 京都議定書の発効要件

55ヶ国以上の批准

批准した附属書 締約国の1990年のCO2排出量が附属書 締約国全体の55%以上

3 主要トピック

3-1 政府専門家セミナー

- 5月16日・17日それぞれの10時～13時及び15時～18時の計4回に渡り各国のプレゼンテーションと討論を行う。5月2日現在でのプレゼンテーション予定国は24ヶ国である。<http://unfccc.int/meetings/seminar/items/3410.php>
- 条約事務局は、本セミナーが新しい約束につながるいかなる交渉を開始するものでもないことを念頭に置きつつ、締約国が考慮できるよう、セミナーの報告書を締約

国が利用可能なようにする。本セミナーは、次期枠組みの交渉に向けた議論の呼び水となることが期待されている。

- テーマは以下の二点
 - 1) 締約国による気候変動への効果的で適切な対応の進展を助けるような、緩和策・適応策に関する行動
 - 2) 気候変動枠組条約及び京都議定書における既存の約束を履行するために、各国政府によって採られている政策措置

3-2 SBSTA 関連

- **気候変動の影響、脆弱性及び適応などの科学的・技術的・社会経済的側面 (Agenda3)**
 - COPは、決定書1/CP.10において、気候変動の影響、脆弱性及び適応などの科学的・技術的・社会経済的側面に関するSBSTAの5ヵ年作業計画を作成するようSBSTAに要請しており、この作業では、次の問題が取り上げられることとなる。
; 条約9条に言及するSBSTAの権限の範囲における持続可能な開発への統合、措置と行動、適応計画、脆弱性評価、データとモデル化、手法。
 - 5ヵ年作業計画の策定を容易にするため、適応ワークショップを2005年5月21日10時~13時に開催する。COPは締約国に対し、本セッションでSBSTAが検討すべき作業計画に関する各国の意見を事務局に提出するよう要請した。
- **気候変動緩和の科学的、技術的、社会経済的側面 (Agenda 4)**
 - COPは、決定書10/CP.9に基づき、気候変動緩和の科学的、技術的、社会経済的側面に関する作業を開始し、これら分野での作業について、COP11に報告するようSBSTAに要請した。
 - SBSTA21で、締約国は持続可能な開発に貢献する実際の緩和機会と解決策に関し、各締約国の経験及び意見の共有、そして情報の交換を継続するため、事務局に対し、ワークショップを開催するよう要請した。
 - ワークショップは、次の主題に焦点を当て2005年5月23日10時~13時に開催される。
; 緩和技術の発明、展開、普及に影響する要素、これには、スピルオーバー効果を含める経済的影響、貧困の削減、共同便益、コストと便益を含めた緩和の社会経済的側面、障壁の識別と排除、そして国際的な協力努力が含まれる。
- **国際航空輸送及び海上輸送に使用される燃料からの排出 (Agenda 5(a))**
 - SBSTA19において、締約国は、決定書2/CP.3の実施での追加作業には、信頼できる目録データが重要であると認識し、SBSTA22で、この決定書に関係する目録問題を再度取り上げることで合意した。
 - 国際航空輸送及び海上輸送から排出される温室効果ガスに関し、提供される情報を検討し、決定書2/CP.3の実施に関係する目録問題の検討を続ける。
- **他の環境条約及び議定書の目的達成のため実施される決定書12/CP.10規定のCDMプロジェクト活動の影響 (Agenda 5(b))**
 - COPは、決定書12/CP.10において、他の環境条約及び議定書、特にモントリオール議定書の目的を達成するため実施されるCDM規定プロジェクト活動の影響に関し、京都議定書の締約国会合(COP/MOP)の第一回会合への提案を作成するため、CDM理事会と協力するようSBSTAに要請した。
(特に、HFC23の破壊で認証排出削減量(CERs)取得を目指すプロジェクト参加者に

- より設立される、新規の HCFC22 の施設に係るもの)
- 提供された情報を検討し、理事会と協力して、COP/MOP 1 への提案書作成を目指し、更なるステップについて結論を出す予定。
- **京都議定書規定の登録簿システム (Agenda 5(d))**
- COP は、国際取引簿 (ITL) の管理者に対し、COP/MOP1 前に登録簿システムの試験を終わらせるとの観点から、特に登録簿の試験と立ち上げの内容及びタイミングに関して、ITL の実施進展状況を SBSTA22 に報告するよう要請した。また COP は、事務局に対し、ITL の管理者として、標準化試験及び第三者評価を行い、その結果を SBSTA23 に報告するよう要請しており、さらに COP/MOP1 が、ITL 管理者の役割と機能に関する決定書を採択することを提案している。
- **技術開発と技術移転 (Agenda 6)**
- COP は、決定書 6/CP.10 において、特に附属書 締約国に対し、途上国での現地技術の開発に向けた支援提供を継続するよう促し、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) に対し、COP12 での EGTT レビューに向け SBSTA22 で合意される委託条件に基づき、SBSTA24 までに条約 4 条 5 項の実施を強化するための効果的かつ有意義な行動枠組実施を強化する提案を行うよう要請した。SBSTA は、技術移転枠組の実施を強化するため EGTT が行う提案の委託条件を検討し、EGTT から得られた情報と提案に基づき、どのような行動が行われるべきかを検討する。
- **条約に係る研究上の必要性 (Agenda 8)**
- SBSTA20 の期間中、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第三次評価報告書での研究提案に対し、各国政府研究プログラム、国際的なプログラムや国際機関の代表の間で、意見を交換する機会を提供するため、特別イベントが企画された。更なる検討が必要とされた問題には次のものが含まれる。
 - ；条約のニーズを満たすための研究活動とこれら研究活動の国際的な協調の適切性を評価する必要性；IPCC 評価報告書が指摘する研究上のニーズに応じるためには、自然科学と同様、社会科学が重要であること、そしてこれら二つの側面の相互作用が重要であること；そして地球規模気候変動の研究努力における途上国の貢献能力の強化。
 - SBSTA は、これらの主要問題に適切に対処する方法に関し、各国の意見を、2004 年 9 月 15 日までに事務局へ提出するよう各締約国に要請した。これらの意見は、文書 FCCC/SBSTA/2004/MISC.14 に含まれている。また SBSTA は、各締約国に対し、この題目に関する追加意見を提出するよう求め、SBSTA22 で考察し、国際的な研究プログラムや機関に連絡する予定。
- **議定書 2 条 3 項の関連事項 (Agenda 10(a))**
- 議定書 2 条 3 項で規定されている気候変動に対応する政策及び措置の国際貿易に対する悪影響を考慮したサウジアラビアの提案の取扱いは SBSTA16 より議論されているが、合意に至っていないため、今国会でも継続して議論する。

3-3 SBI 関連

□ 非附属書 締約国の国別報告書 (Agenda 3)

- SBI21 において、主に以下の内容を議論したが、合意に至らなかった。
；提出サイクルの利用；国内チーム能力の保持；プロジェクトサイクルの継続性確保；非附属書 締約国による自国の温室効果ガス・インベントリの更新；資金調達タイミング；非附属書 国別報告書の完成と提出；第二回または第三回国別報告書のための資金調達申請のタイミング；そして当初の資金支払い後の国別報告書提出のタイミング。
- SBI は、COP11 での決定書草案勧告をめざし、非附属書 締約国からの第 2 次、必要ならば、第 3 次国別報告書の提出に関する草案文面を引き続き検討する。

□ 特別気候変動基金 (Agenda 4(a))

- COP は決定書 7/CP.7 により特別気候変動基金 (SCCF) を創設した。再生可能エネルギー、環境上優れた技術、先進的燃料技術の開発など、SCCF の資金を受けるべき活動について、SBI 21 で検討されたが、結論に至らなかったため、この問題を SBI22 で引き続き検討する。

□ 後発開発途上国に関する問題 (Agenda 5(a))

- SBI 20 で、締約国は後発開発途上国 (LDC) 専門家グループ (LEG) の第 2 期 (2004-2005) 事業計画を承認した。SBI 22 では、LEG 議長がこの事業計画実施に関する最新の進捗状況を SBI に対して提供する。
- SBI は、LDC 基金運営のための追加ガイダンスについて、文書 FCCC/CP/2005/L.15 に含まれる文面に基づき、COP11 で決定書草案採択の勧告を目指し、引き続き検討する。

□ COP11 及び COP/MOP 1 (Agenda 6(a) Agenda 6(b))

- COP11 及び COP/MOP1 は、カナダ、モントリオールにて、2005 年 11 月 28 日～12 月 9 日に開催される予定。
- SBI は、<http://unfccc.int/resource/docs/2005/sbi/04.pdf> (FCCC/SBI/2005/4 政府間会合の準備) に記載された会合組織に関する提案を検討し COP11 及び COP/MOP1 の暫定議題に予想される要素を盛り込み、事務局長に対して助言を与えるよう検討する。

4 サイドイベント

- SB22 開催期間中、会場にて条約事務局、各国政府代表団、国際機関、研究機関 環境 NGO などが主催するサイドイベントが多数開催される。
- サイドイベントスケジュールについては、下記を参照。
http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html

以 上